

普通傷害保険、こども総合保険

改定前 2022年3月31日以前	改定後 2022年4月1日以降												
<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約／ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約</p> <p><用語の定義></p> <p>(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="116 630 1111 679"><thead><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr><tr><td>と 特定感染症</td><td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>または</u> 三類感染症をいいます。</td></tr></tbody></table> <p>(以下省略)</p>	用語	定義	(中略)		と 特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>または</u> 三類感染症をいいます。	<p>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約／ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約</p> <p><用語の定義></p> <p>(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。</p> <table border="1" data-bbox="1137 630 2136 679"><thead><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(中略)</td></tr><tr><td>と 特定感染症</td><td>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>もしくは</u> <u>は</u> 三類感染症 <u>または</u> <u>同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注)</u>をいいます。 <u>(注)同法第1章第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。</u></td></tr></tbody></table> <p>(以下省略)</p>	用語	定義	(中略)		と 特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>もしくは</u> <u>は</u> 三類感染症 <u>または</u> <u>同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注)</u> をいいます。 <u>(注)同法第1章第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。</u>
用語	定義												
(中略)													
と 特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>または</u> 三類感染症をいいます。												
用語	定義												
(中略)													
と 特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症 <u>もしくは</u> <u>は</u> 三類感染症 <u>または</u> <u>同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(注)</u> をいいます。 <u>(注)同法第1章第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。</u>												
<p>新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）</p> <p>第1条（新型コロナウイルス感染症の追加）</p> <p><u>(1)</u> 当社は、この特約により、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約または特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約の<用語の定義>に規定する「特定感染症」に新型コロナウイルス感染症（注）を追加します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）</p> <p>第1条（新型コロナウイルス感染症の追加）</p> <p>当社は、この特約により、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約または特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」支払特約の<用語の定義>に規定する「特定感染症」に<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する</u></p>												

改定前 2022年3月31日以前	改定後 2022年4月1日以降
<p>(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。</p> <p><u>(2)(1)の規定は、被保険者が新型コロナウイルス感染症を発病した日に、新型コロナウイルス感染症が次のいずれかに該当する場合にのみ適用します。</u></p> <p>① <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症であること。</u></p> <p>② <u>同法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症であること。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p><u>法律第1章第6条第7項第3号に規定する</u>新型コロナウイルス感染症（注）を追加します。</p> <p>(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。</p> <p>(以下省略)</p>